

国民年金 だより

問い合わせ先
市民課 ☎(32)8895
栃木年金事務所
☎0282(22)4131

国民年金保険料納付猶予制度が変わります！

7月より、納付猶予制度における対象年齢が30歳未満から50歳未満に拡大されます。

国民年金の第一号被保険者は、毎月の保険料を納めていただく必要があります。しかしながら、所得が少ないなど、保険料を納めることが難しい場合もあります。そのような場合は、未納のままにせず、「国民年金保険料免除・納付猶予制度」の手続きを行ってください。（国民年金保険料免除制度についての詳しい説明は「広報しもつけ6月号」32ページをご覧ください。）

◆保険料納付猶予制度とは

学生を除く50歳未満の方で、本人・配偶者（別居中の配偶者を含む）それぞれの前年所得が一定額（※1）以下の場合に、申請により保険料の納付が猶予されます。

※1：（扶養親族等の数+1）×35万円+22万円

◆手続きをするメリット

- ・納付猶予になった期間は、年金の受給資格期間（25年間）には算入されます。ただし、年金額には反映されないため、受給する年金額を増やすには、納付猶予になった保険料を後から納める（追納する）必要があります。
- ・納付猶予期間中のケガや病気などで障害が残ってしまった場合には、障害基礎年金の受給に必要な期間（※2）に算入されます。

※2：初診日が平成38年3月31日までにあるときは、初診日の前々月までに2/3以上の納付、または、1年以内に滞納がないことが必要です。

◆ご注意ください

・納付猶予制度が50歳未満まで拡大されるのは、平成28年7月以降の期間です。平成28年6月までの期間については30歳未満までが対象となります。

・今まで一部納付に該当していた方が、今回から納付猶予に該当する可能性があります。

一部納付は、納めた額に応じて年金の受給額に反映しますが、納付猶予は受給額への反映はしませんので、引き続き一部納付を希望される場合は、窓口でお申し出ください。

（参考）
全額免除・一部納付に該当した場合の受給額計算

・全額免除：通常納付の4/8
・1/4納付：通常納付の5/8
・1/2納付：通常納付の6/8
・3/4納付：通常納付の7/8

■申請の受付

7月1日(金)から
申請先
市民課 保険年金グループ

**○年金ひとくちメモ
追納と後納はどつ違う？**

追納制度
追納制度とは、保険料の免除や納付猶予の承認を受けた期間について、後から納付することができる制度です。

注意事項

- ・追納ができるのは、追納が承認された月の前10年以内の免除期間に限られています。（例：平成28年4月分の免除を受けている場合は平成38年4月末までに納付をする必要があります）
- ・追納は、古い期間の免除分から申請をしていただきます。
- ・保険料の免除もしくは納付猶予を受けた期間の翌年度から起算して、3年度目以降に保険料を追納する場合には、承認を受けた当時の保険料額に、経過期間に応じた加算額が上乗せされますので、お早目の追納をお勧めします。

後納制度

後納制度とは、時効で納めることができなかつた国民年金保険料について、平成27年10月1日から平成30年9月30

日までの期間に限り、過去5年分まで遡って納付ができる制度です。

注意事項

- ・追納制度と同様に、3年度目以降に後納する場合には、経過期間に応じた加算額が上乗せされます。

過去に免除を受けた部分について納めるのか（追納）、未納になっている部分について納めるのか（後納）によって制度が異なり、遡って納付ができる期間も異なります。いずれの制度をご利用いただく場合でも、申請先は市民課保険年金グループになります。

追納や後納のお申し込み後、日本年金機構から郵送で納付書が届きますので、古い期間のものから順に納付をお願いいたします。

